

尾道市立市民病院照明機器更新業務委託仕様書

1 件名

尾道市立市民病院照明機器更新業務委託

2 施工場所

尾道市立市民病院（尾道市新高山三丁目 1 1 7 0 番地 1 7 7）

3 施設概要

① 診療時間

午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

② 面会時間

一般病棟 平日 午後 1 時～午後 7 時

休日 午後 1 時～午後 5 時

3 病棟ユニット

正午～午後 1 時

午後 6 時～午後 7 時

③ 休診日

土・日・祝日・年末年始

4 業務内容

3～6 階他照明 LED 照明器具への交換に係るすべての業務。作業内容の詳細については別添設計図書のとおりとする。

また、仕様書及び設計図書に記載のないもので受注者が業務を行う中で必要と判断した場合は別途見積書を作成し、当院の了解を得たうえで作業を行うこと。

5 委託期間について

委託期間は令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

受注者は契約締結後、LED 照明器具の納品状況をふまえて委託期間終了までの作業日程を提示し、当院の了承を得ること。

6 提出書類

① 着手届・完了届

② 工程表

- ③ 作業報告書
- ④ 作業前・作業後写真
- ⑤ その他必要と考えられる担当職員の指示する書類

7 その他

- ① 現場確認をする場合は、事前に総務人事課に連絡して行うこと。
- ② 費用の積算については、仕様書に記載の内容は当院が想定する必要最低限の内容であることを留意して、受注者の責任において内容及び数量等を確認し、本委託業務に係るすべての費用を入札金額に含めること。
- ③ 業務にあたっては、関係法令等を遵守し、施設に損害を与えた場合は、速やかに修復を行うこと。また、病院であることを踏まえ特に以下の点に留意すること。
 - ・院内の感染症対策に則って作業を行うこと。
 - ・病院は通常運営している中での作業となるため、患者及び業務に支障のないように努めること。
 - ・周辺機器等には養生を行い作業すること。また、防塵防音等の安全対策を行うこと。
- ④ この仕様に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、当院と受注者の協議のうえ、定めるものとする。

8 問い合わせ先

〒722-8503

広島県尾道市新高山三丁目1170番地177

尾道市立市民病院 総務人事課総務係 担当：藤原

TEL：0848-47-1155（代表）

FAX：0848-47-1004

メール：byoin@city.onomichi.hiroshima.jp